

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [労働契約法 \(7\)](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

### 労働契約法 (7)

労働契約法第17条 期間の定めのある労働契約  
契約期間中の解雇等

- 1 使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむをえない事由がある場合でなければ、その契約が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。
- 2 使用者は、有期労働契約について、その有期労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定めることにより、その有期労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない。

第1項は、「使用者」からする「解雇」のみを制限するものであり、労働者からする労働契約の解約を制限するものではない。

第2項については、有期雇用契約の当初定める期間について、必要以上に短い期間を定めることにより、有期雇用契約を反復更新しないよう配慮する努力義務を定めた規定である。

また、このことは同時に、有期雇用契約の更新回数を削減すべきことについても求めているものでもある。

関連裁判例

- (1) 安川電機八幡工場仮処分事件（福岡高判平成14年9月18日）
- (2) モーブッサンジャパン事件（東京地判平成15年4月28日）
- (3) ネスレコンフェクションナリー関西支店事件（大阪地判平成17年3月30日）

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.